

日本は高品質な医療機器の製造国である一方、多くの医療機器を海外から輸入しています。昨今の米国の関税政策は、医療機器の国際取引にも影響を及ぼす可能性が懸念されており、医療機器に関する貿易状況をより正確に把握することの必要性が高まっています。

MDPRO では、製品の輸出入状況を知るためのオープンデータの一つである財務省普通貿易統計<sup>1)</sup>（以下、「貿易統計」）を活用し、輸出入の状況調査を行ってきました。貿易統計は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 102 条に基づき、輸出入を行う者が輸出入の許可を得る際に税関に提出する輸出入申告書等の記載情報（品目、輸出入額、数量等）を、財務大臣が取りまとめて作成及び公表している業務統計です。日本と外国との間の財の動きを、標本調査ではなく、全数調査によって網羅的に把握していることが貿易統計の特徴です。財務省の貿易統計ホームページ（検索ページ）へのアクセス件数は月間約 22 万件、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している貿易統計のダウンロード件数は月間約 561 万件と、政府統計の中では有数の多さとなっています<sup>2)</sup>。また、輸出入された貨物についての金額及び数量が品目別、国（地域）別等に翌月末には公表されるため、正確性、網羅性及び速報性の観点から有用であり、国際収支統計等各種の経済統計の基礎資料としても重要な役割を果たしています<sup>3)</sup>。

輸出入申告書等の記載情報には、貿易品目の分類コードである HS コード(Harmonized System Code)も含まれます。本コラムでは、医療機器に関する HS コードを紹介し、薬事工業生産動態統計<sup>4)</sup>（以下、「薬動」）にも触れながら、日本の医療機器輸出入の現状と課題を探ります。

HS コードは、表 1 のような番号構造であり、日本では、国際標準分類 6 桁に国独自の 3 桁を追加した合計 9 桁での運用を標準体系としています。輸出先国では、国際標準 6 桁が基本ですが、米国向け輸出では、米国独自の HTS コード 10 桁が要求されることに留意が必要です<sup>5)</sup>。貿易の観点から医療機器の輸出入状況を把握するためには、HS コードの抽出が不可欠ですが、「医療機器」単独の分類コードは存在しないため、該当コードを網羅的に複数選定して集計します。

表 1 HS コードの構造 （出所）輸出統計品目表<sup>6)</sup>を基に筆者作成

区分	桁数	内容	例
国際標準分類	類	2 桁	大まかな産業分類 90 類=光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び <u>医療用機器</u> 、並びにこれらの部分品及び附属品
	項	4 桁	製品の用途・機能別分類 9018=医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。） 9021=整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帶を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具
	号	6 桁（5 桁）	材質や構造による細分類 9018.3=注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品 9018.31=注射器(針を付けてあるかないかを問わない。) 9018.32=金属製の管針及び縫合用の針 9021.50=心筋刺激用ペースメーカー(部分品及び附属品を除く。) ※9018.30 というコードは存在しない。例えば、ペースメーカーが細分化された場合は 9021.50 が無くなり、51、52、となる。
国独自	統計細分	9 桁	日本独自の分類 統計処理用 9018.31-000=注射器(針を付けてあるかないかを問わない。) 9018.32-100=注射針 9018.32-900=その他のもの 9021.50-000=心筋刺激用ペースメーカー(部分品及び附属品を除く。)

例)  

 9021.50-000  
 類 項 号 統計細分

一方で、HS コード表自体も、世界関税機構（WCO）による概ね 5 年毎の大幅改正や、日本独自の実態に即した各年版の改訂も行われていることから、医療機器該当コードの網羅的選択を維持するためには、HS コード表の更新確認、反映が都度求められる現状があります。

ここでは、HS2022 改正をベースとする 2025 年 1 月版の輸出統計品目表<sup>6)</sup>および 4 月版の実行関税率表<sup>7)</sup>を基に抽出した、医療機器該当 HS コード例の一覧を表 2 に示します。なお、「医療機器の輸出・輸入に関する基礎データ（医機連通信 336 号 MDPRO ミニコラム）」<sup>8)</sup>に掲載している「貿易統計による医療機器関係の輸出入（図 8）」は、本表の HS コードを使用しています。

表 2 医療機器該当 HS コード例 （出所） 輸出統計品目表<sup>6)</sup> 実行関税率表<sup>7)</sup>を基に筆者作成

【輸出】 (輸出統計品目表)	【輸入】 (実行関税率表)
HS コード	名称
3005.10-100	絆創膏その他のプラスター
3005.10-900	その他の絆創膏類
3005.90-000	その他脱脂綿、ガーゼ、包帯に類する製品で、医薬を染み込ませ若しくは塗布した医療用又は獣医用品
3006.10-000	縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性不問）
3006.40-000	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料、接骨用セメント
3006.91-000	胃瘻造設用品
3407.00-000	モデリングペースト（児童用含）、歯科用のワックス及び印象材、プラスターをもととしたその他の歯科用調製品
3701.10-000	エックス線用プレートフィルム（用途不問）
3702.10-000	エックス線用ロールフィルム（用途不問）
4014.10-000	コンドーム
4015.12-000	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の手袋類
6115.10-000	段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング）
7015.10-000	視力矯正眼鏡用のガラス
8419.20-000	医療用又は理化学用の滅菌器
9001.30-000	コンタクトレンズ
9001.40-000	ガラス製の眼鏡用レンズ
9001.50-000	その他の材料製の眼鏡用レンズ
9004.90-000	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡（サングラス以外）
9006.30-000	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
9018.11-000	心電計
9018.12-000	走査型超音波診断装置（マンモグラフィー）
9018.13-000	磁気共鳴画像診断装置（MRI）
9018.14-000	シンチグラフ装置
	HS コード
	名称
	3005.10-010
	絆創膏その他のプラスター
	3005.10-090
	その他の絆創膏類
	3005.90-000
	その他脱脂綿、ガーゼ、包帯に類する製品で、医薬を染み込ませ若しくは塗布した医療用又は獣医用品
	3006.10-110
	外科用のカットガットに類する縫合材並びにラミナリア及びラミナリア栓
	3006.10-190
	その他切開創縫合用の接着剤、外科用又は歯科用吸収性止血材
	3006.10-910
	縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性なし） <u>(1)プラスチック製又は(2)メリヤス編み又はクロセ編み</u>
	3006.10-991
	縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性なし） <u>(3)ゴム糸の重量が全重量の 5% 以上</u>
	3006.10-999
	縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性なし） <u>(1)～(3)以外その他</u>
	3006.40-010
	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料
	3006.40-090
	接骨用セメント
	3006.91-010
	胃瘻造設用品（ストリップを織ったもの（両面を全てプラスチックで塗布又は被覆したもの））
	3006.91-090
	胃瘻造設用品（その他）
	3407.00-000
	モデリングペースト（児童用含）、歯科用のワックス及び印象材、プラスターをもととしたその他の歯科用調製品
	3701.10-010
	直接撮影用エックス線用プレートフィルム（用途不問）
	3701.10-090
	直接撮影用以外のエックス線用プレートフィルム（用途不問）
	3702.10-000
	エックス線用ロールフィルム（用途不問）
	4014.10-000
	コンドーム
	4015.12-010
	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の手袋類 <u>天然ゴム</u>
	4015.12-020
	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の手袋類 <u>アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）</u> 製
	4015.12-090
	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の手袋類 <u>天然ゴム、アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）</u> 製以外
	6115.10-100
	段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング） <u>パンティストッキング及びタイツ</u>
	6115.10-910
	段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング） <u>パンティストッキング及びタイツ以外の(1)綿製のもの</u>
	6115.10-929
	段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤症用のストッキング） <u>パンティストッキング及びタイツ以外の(2)合成繊維製（女子用の長靴下を除く）</u>
	7015.10-000
	視力矯正眼鏡用のガラス
	8419.20-000
	医療用又は理化学用の滅菌器
	9001.30-000
	コンタクトレンズ
	9001.40-000
	ガラス製の眼鏡用レンズ
	9001.50-000
	その他の材料製の眼鏡用レンズ
	9004.90-000
	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡（サングラス以外）
	9006.30-000
	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
	9018.11-000
	心電計
	9018.12-000
	走査型超音波診断装置（マンモグラフィー）
	9018.13-000
	磁気共鳴画像診断装置（MRI）
	9018.14-000
	シンチグラフ装置

9018.19-100	医用監視装置	9018.19-010	その他の超音波診断装置
9018.19-210	医療用又は獣医用の映像検査装置（超音波使用）	9018.19-090	医療用又は獣医用の診断用電気機器その他
9018.19-290	医療用又は獣医用の映像検査装置（超音波以外）	9018.20-000	紫外線・赤外線を使用する医療用又は獣医用機器
9018.19-900	医療用又は獣医用の診断用電気機器その他	9018.31-000	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）
9018.20-000	紫外線・赤外線を使用する医療用又は獣医用機器	9018.32-000	金属製の管針及び縫合用の針
9018.31-000	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	9018.39-010	注射器、針、カテーテル、カニューレに類する物品その他（歯科用）
9018.32-100	注射針	9018.39-021	注射器、針、カテーテル、カニューレに類する物品その他（外科用）
9018.32-900	金属製の管針及び縫合用の針（注射針以外）	9018.39-029	注射器、針、カテーテル、カニューレに類する物品その他（歯科外科以外）
9018.39-000	注射器、針、カテーテル、カニューレに類する物品その他	9018.41-000	歯科用エンジン
9018.41-000		9018.49-010	歯科用ユニット
9018.49-100		9018.49-900	その他歯科用機器
9018.50-100	眼科用電気機器並びにその部分品及び附属品	9018.50-020	眼科用電気機器並びにその部分品及び附属品
9018.50-900	眼科用機器	9018.50-090	眼科用機器
9018.90-110	医療用又は獣医用の電気機器（治療用）	9018.90-010	外科用機器（電気機器、鉗子、メス、のこぎり、はさみその他の手道具並びにその部分品及び附属品以外）
9018.90-190	医療用又は獣医用の電気機器（その他）	9018.90-021	外科用電気機器並びにその部分品及び附属品
9018.90-200	医療用又は獣医用の部分品及び附属品	9018.90-022	外科用機器（鉗子、メス、のこぎり、はさみその他の手道具その他）
9018.90-311	外科用機器（鉗子、メス、のこぎり、はさみその他の手道具）	9018.90-023	その他電気機器（医療用のみ）
9018.90-319	外科用機器（その他）	9018.90-024	その他機器（医療用のみ）
9018.90-390	その他機器（医療用のみ）	9018.90-029	その他機器（医療用獣医用不問）
9018.90-900	その他機器（医療用獣医用不問）	9019.10-000	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器
9019.10-000	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器	9019.20-000	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器
9019.20-000	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	9020.00-000	その他の呼吸用機器及びガスマスク
9020.00-000	その他の呼吸用機器及びガスマスク	9021.10-000	整形外科用機器及び骨折治療具
9021.10-000	整形外科用機器及び骨折治療具	9021.21-010	義歎（人工歎）
9021.21-000	義歎	9021.21-090	義歎（その他）
9021.29-000	その他義歎及び歯用の取付用品（義歎そのもの以外）	9021.29-000	その他義歎及び歯用の取付用品（義歎そのもの以外）
9021.31-000	人造関節	9021.31-000	人造関節
9021.39-000	その他人造人体（人造関節以外）	9021.39-000	その他人造人体（人造関節以外）
9021.40-000	補聴器（部分品及び附属品を除く）	9021.40-000	補聴器（部分品及び附属品を除く）
9021.50-000	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く）	9021.50-000	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く）
9021.90-000	その他の整形外科用機器、その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するもの）、その他人造人体の部分、その他の骨折治療具	9021.90-000	その他の整形外科用機器、その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するもの）、その他人造人体の部分、その他の骨折治療具
9022.12-000	CT（用途不問）	9022.12-000	CT（用途不問）
9022.13-000	エックス線を使用するその他機器（歯科用）	9022.13-000	エックス線を使用するその他機器（歯科用）
9022.14-000	エックス線を使用するその他機器（医療用獣医用）	9022.14-010	エックス線を使用するその他機器（医療用）
9022.19-000	エックス線を使用するその他機器（用途不問）	9022.14-090	エックス線を使用するその他機器（獣医用）
9022.21-000	アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（医療用獣医用）	9022.19-000	エックス線を使用するその他機器（用途不問）
9022.30-000	エックス線管（用途不問）	9022.21-000	アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（医療用獣医用）
9022.90-910	その他のエックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機放射線機器部品（医療用）	9022.30-010	エックス線管（医療用）
9402.10-100	歯科用のいす（診療用）	9022.30-090	エックス線管（その他）
9402.90-000	その他の医療用又は獣医用の備付品及び理髪用いすに類するいすで回転し、傾斜し、かつ上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	9022.90-021	その他のアルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（医療用）
		9402.10-000	歯科用又は理髪用のいすに類するいす及びこれらの部分品
		9402.90-000	その他の医療用又は獣医用の備付品及び理髪用いすに類するいすで回転し、傾斜し、かつ上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品

表 2 から分かるように、国際標準分類（6 衍）は輸出入共通コードですが、末尾 3 衍の日本独自コードは、輸出と輸入で完全には一致しません。関税率は材質に依存する傾向が見られることから、特に 30~70 類の材料系医療物品において、輸入コードが細分化されている模様です。

また、「部分品及び付属品を含む」コード（参照例：9018.49~90）や「部分品及び付属品」として独立したコード（参照例：9018.90-200（輸出））がある一方、「部分品及び付属品を除く」とするコード（参照例：9021.40~50）もあり、さらに、「用途不問」のコード（9022 項等）や「他用途を含む」コード（9402 項等）も多数存在し、「医療機器」の厳密な抽出は困難を極めます。

ここでは、表 2 に列挙したコードのうち、年間輸出入額の多いコード（1,000 億円以上）について、2024 年を例として図 1 に示します。

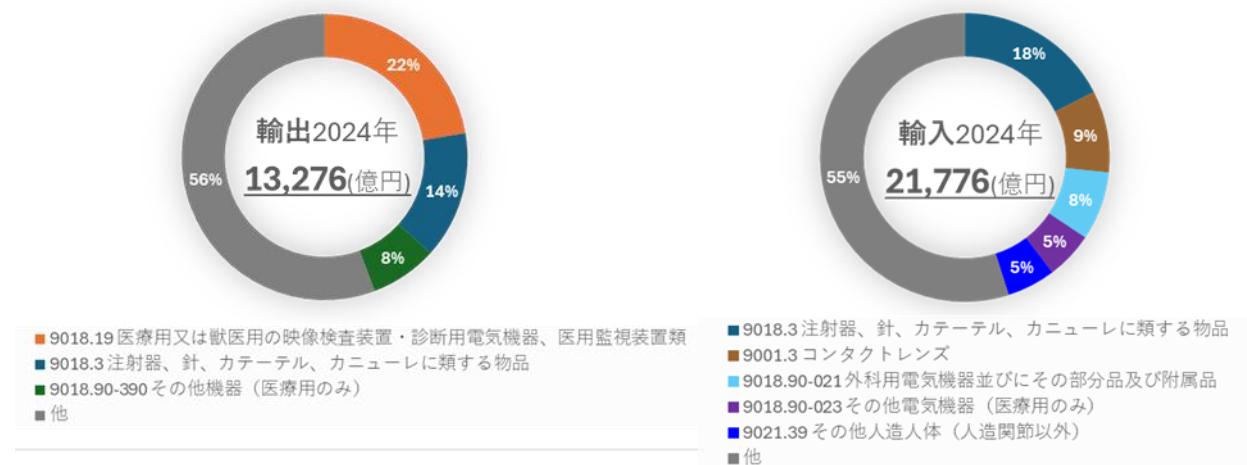


図 1 医療機器輸出入額（対世界）HS コード別割合（出所）貿易統計<sup>1)</sup>を基に筆者作成 ※図 2 表 3 同様

輸出については、検査・診断・モニタリング系機器の割合が高く、9018.19 号だけで 22% を占めていることが分かります。さらに、診断系機器は、9018 項「医療用又は獣医用の機器」だけでなく、9022 項「エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器」にも少なからず含まれており、先述のミニコラム<sup>8)</sup>に掲載している「輸出入高の製品カテゴリー別内訳（薬動より）」からも、輸出額の多くは、診断系機器類が占めていると推定されます。また、注射器・針・カテーテル・カニューレ類は 10% 以上を占めています。単回使用医療機器のため、基本的に診断系機器よりも低単価ですが、多量であることから（図 2）、存在感のある品目コードとなっています。

輸入については、注射器・針・カテーテル・カニューレ類に次いで、コンタクトレンズが 9% を占めています（図 1）。輸出に対して金額は約 30 倍、数量は約 75 倍あり、安価な使い捨てレンズを多く輸入していることが推測されます（表 3）。「その他電気機器」は分類不可ですが、高額品目コードに診断系機器類は挙がっておらず、輸入額の多くは、治療系機器類と推定されます<sup>8)9)</sup>。

現状の輸入超過を抑制するためには、「診断系機器類のさらなる海外展開」や「治療機器類の国内調達強化」がポイントになると考えられます。

表 3 コンタクトレンズの輸出入（2024 年）

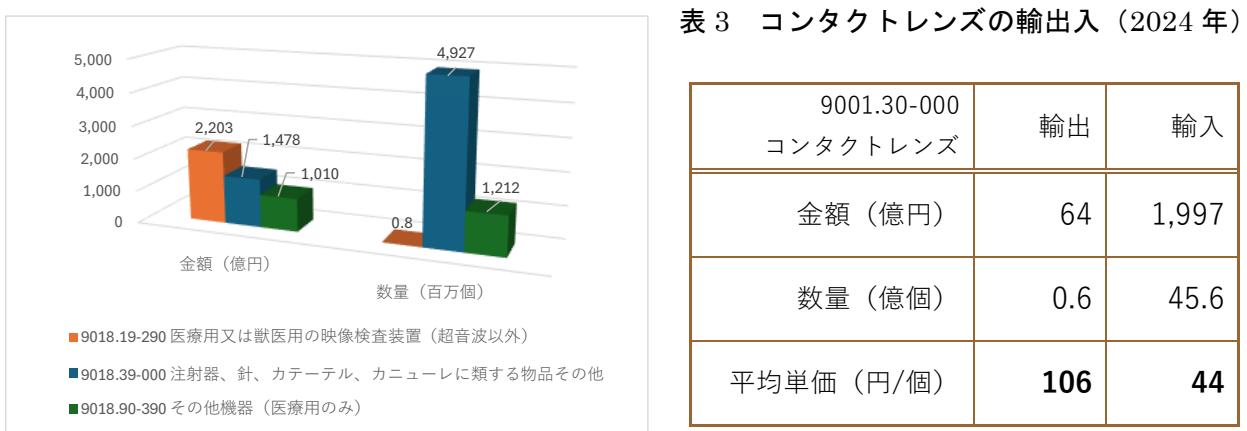


図 2 輸出金額上位 3 品目、その数量

貿易統計の活用として、「医療機器」という大枠では限界があるため、次頁では品目別に着目し、汎用医療器である「注射器」および、高度管理医療機器である「ペースメーカー」の輸出入数量を具体例として取り上げます。

薬動とは統計調査の方法が異なるため<sup>8) 10)</sup>、比較は不適切ですが参考として並べてみます。

まず、注射器です。貿易統計では「9018.31-000 注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）」に該当し、薬動では、「器 56 採血又は輸血用器具」にも一部含まれますが、基本的に「器 48 注射筒」に分類されると考えます（表 4）。薬動と貿易統計を並べると（図 3）、輸出については、「最終製品（医療機器）としての出荷」である薬動のみ減少傾向が見られますが、「物品の移動」である貿易統計を見ると、海外への出庫等は維持されているようです。これは、パーツ（外筒・内筒・ガスケット）としてのバルク出庫の増加、最終製品（注射器付キット等も含む）販売元の海外移管といった複数の要因が推測されます。輸入については、両統計の傾向は類似しているようです。薬動は「輸入品の国内出荷」であることから、コロナ禍での備蓄等も踏まえ、実際の輸入量よりも減少しうることや集計タイミングの差にも注意が必要です。

表 4 注射器に相当する薬動分類例（出所）薬動<sup>4)</sup> 貿易統計<sup>11)</sup>を基に筆者作成※図 3 図 4 同様

器48	注射筒
13929001	汎用注射筒
13929002	汎用針付注射筒
15286000	血管造影用注射筒
16825000	注射筒キャップ
35387001	麻酔用注射筒
35389020	インスリン皮下投与用針付注射筒
35390000	汎用洗浄用注射筒
35869000	歯根膜内麻酔用注射筒
35969000	歯科麻酔用注射筒
70201001	硬膜外位置確認用ロスオブレジスタンス針なし注射筒
70202000	ガラス注射筒
	その他の注射筒
器56	採血又は輸血用器具
16785000	血液ガス検体採取用注射筒

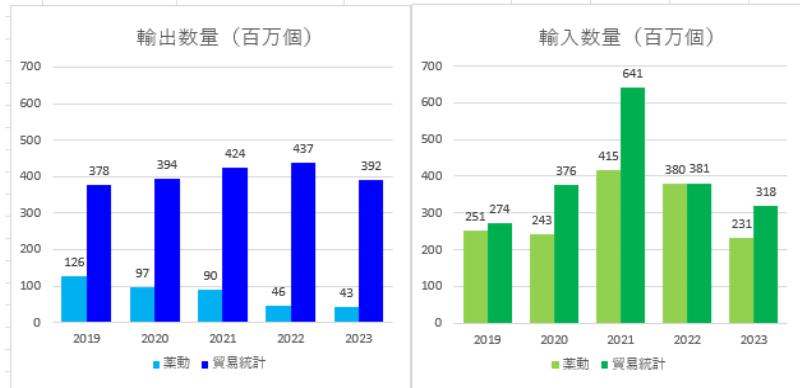


図 3 注射器の輸出入傾向 薬動と貿易統計の例

次に、ペースメーカーです。貿易統計では「9021.50-000 心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く）」に該当し、薬動でも同様に付属品等を除外するため、「器 07 内臓機能代用器」のうち、「12913000 植込み型心臓ペースメーカー」と「35224000 侵襲式体外型心臓ペースメーカー」のみ対象と考えます。薬動では、少なくとも 2019 年以降は輸出ゼロであり、貿易統計でも、2023 年に 3 個、2021 年に 6 個といった極少量の輸出であることが判明しました。薬動では、報告社数が 3 社未満のコードについては「その他」に包括されるため、輸出品が販売されたものか、単に輸送されたものは特定できませんが、日本は純輸入国と言えます。一方、輸入については毎年 10 万個程度で推移しています（図 4）。薬動が出荷ベースであることや、貿易統計が通関時の申告ベースであることは注射器同様ですが、貿易統計の数量のほうが多く推移しているように見える背景として、補助人工心臓システム等のペースメーカーに類似した別製品類が、貿易統計では「9021.50-000」に混入している懸念や、一定数は販売されずに廃棄されている可能性等が挙げられます。



図 4 ペースメーカー\*の輸入傾向 薬動と貿易統計の例 \*薬動では”ペースメーカー”と記載

医療機器の貿易に関する統計分析からは、単なる製品物流にとどまらず、日本の医療制度や産業構造、技術戦略の方向性を見出すことができます。目的に応じて、貿易統計だけでなく薬動等も参照し、使い分けることによって、多面的な見方ができ、政策立案や需給予測の精度を高めることが可能になると考えます。低価格で大量に必要な消耗品は新興国から輸入する一方、高度な先端治療機器は欧米からの輸入に頼っている現状は、日本の医療機器業界に課題とチャンスの両方を示しています。国内調達の強化に向けては、コスト、品質、機能等での差別化、安定供給体制の構築が鍵となるでしょう。

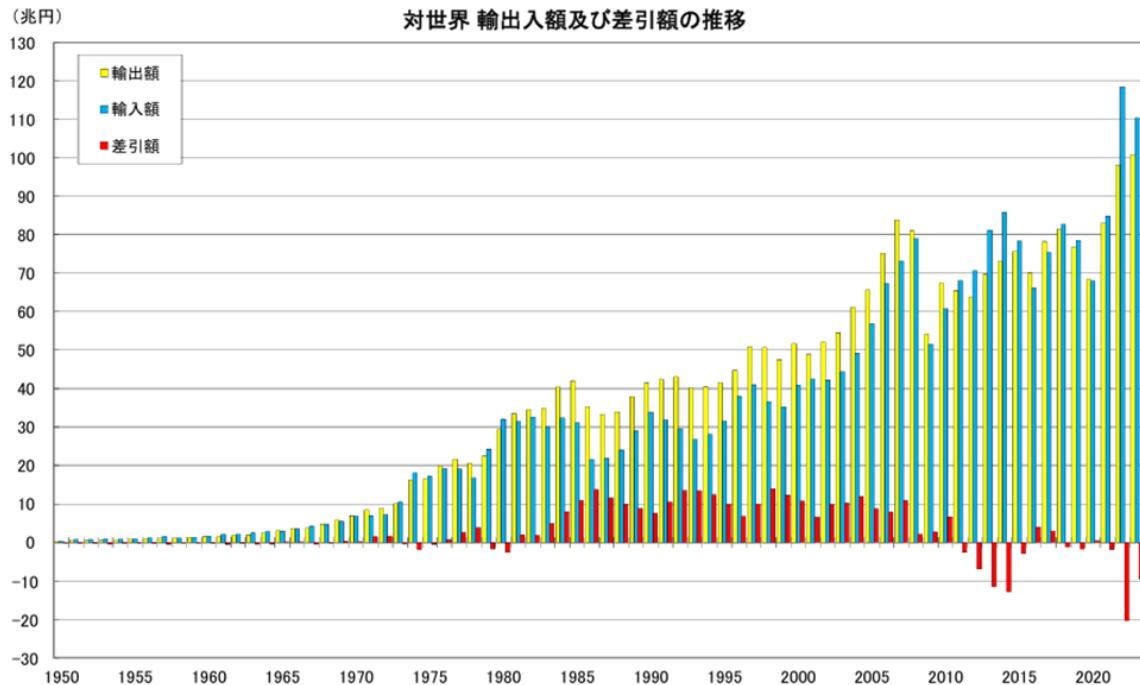


図5 日本における年間総貿易額の推移 (出所) 財務省貿易統計 最近の輸出入動向<sup>11)</sup>

年間の医療機器貿易額は総貿易額の1~2%と少額ですが（図1、図5）、医療機器市場の伸長に伴い、輸出入ともに増額傾向が見られます<sup>8)</sup>。医療機器業界への新規参入も増えつつありますが、医療機器の輸入については、「医療機器製造販売業者（代理人の場合も含む）でなければ業として輸入してはならない」と薬機法で定められており、通関時に証明を求められるため、業許可未取得の事業者が「医療機器該非を判断できない物品」を輸入する際には、厚生労働省の管轄機関に相談、確認する必要があります。税関は財務省管轄ですので、医療機器の該非回答はできません。医師が自らの診断や治療に使用するために輸入する場合の対応や、家庭用医療機器等における特例等も厚生労働省のホームページに掲載されています<sup>12) 13)</sup>。グローバル展開に伴い、通関業者の方々と連携する機会も増えるかと思いますが、医療機器は専門用語も多いため、正確なコード付与とスムーズな貿易実現のために、品名記載だけでなく商品資料の添付や、インボイスの書き方など工夫の余地もあるかもしれません。ヒヤリングに御協力いただきました貿易関係者の皆様に改めて御礼申し上げますとともに、MDPROでは引き続き、医療ニーズの多様化と国際的な供給網の変化を捉えつつ、各統計データの活用を続けてまいります。

◇ 出典（URLは2025年7月31日時点）

- 1) 財務省、普通貿易統計  
<<https://www.customs.go.jp/toukei/search/futsu1.htm>>
- 2) 「貿易統計の在り方に関するワーキンググループ」報告書  
<[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/trade\\_statistics/index.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/trade_statistics/index.htm)>

- 3) 小濱ゆかり、「普通貿易統計 2020 年 1 月～2021 年 8 月の医療機器輸出入状況」、MDPRO ミニコラム、医機連通信第 292 号、2021 年 10 月 15 日  
<[https://www.jfmda.gr.jp/mdpro\\_childcat/report2/](https://www.jfmda.gr.jp/mdpro_childcat/report2/)>  
<[https://www.jfmda.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/%E3%83%9F%E3%83%8B%E3%82%B3%E3%83%A9%E3%83%A0\\_20211015\\_%E7%AC%AC292%E5%8F%B7.pdf](https://www.jfmda.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/%E3%83%9F%E3%83%8B%E3%82%B3%E3%83%A9%E3%83%A0_20211015_%E7%AC%AC292%E5%8F%B7.pdf)>
- 4) 厚生労働省、薬事工業生産動態統計調査：調査の概要  
<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1e.html#list01>>
- 5) Harmonized Tariff Schedule  
<<https://hts.usitc.gov/>>
- 6) 輸出統計品目表（2025 年 1 月版）：税関 Japan Customs  
<[https://www.customs.go.jp/yusyutu/2025\\_01\\_01/index.htm](https://www.customs.go.jp/yusyutu/2025_01_01/index.htm)>
- 7) 実行関税率表（2025 年 4 月 1 日版）：税関 Japan Customs  
<[https://www.customs.go.jp/tariff/2025\\_04\\_01/index.htm](https://www.customs.go.jp/tariff/2025_04_01/index.htm)>
- 8) 久芳明、「医療機器の輸出・輸入に関する基礎データ」  
MDPRO ミニコラム、医機連通信第 336 号、2025 年 6 月 16 日  
<<https://www.jfmda.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2025/07/MDPROminicolumn336.pdf>>
- 9) 木村健一郎、「輸入比率にみる治療系医療機器の動向」、  
MDPRO リサーチ、医機連ジャーナル第 102 号、2018 年 7 月 25 日  
<[https://www.jfmda.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2019/01/mdpro-report\\_7.pdf](https://www.jfmda.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2019/01/mdpro-report_7.pdf)>
- 10) 薬事工業生産動態統計調査 FAQ（令和 5 年 10 月版）  
<[vakuji-190128-07.pdf](https://www.jfmda.gr.jp/vakuji-190128-07.pdf)>
- 11) 財務省貿易統計 最近の輸出入動向  
<[https://www.customs.go.jp/toukei/suui/html/time\\_latest.htm](https://www.customs.go.jp/toukei/suui/html/time_latest.htm)>  
<<https://www.customs.go.jp/toukei/suui/html/data/y0.pdf>>
- 12) 医薬品医療機器等法に基づく輸入規制の税関における確認内容  
(医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等)  
<[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1805\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1805_jr.htm)>
- 13) 厚生労働省、医薬品等の個人輸入について  
<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iyakuhin\\_kojinyunyu/topics/tp010401-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin_kojinyunyu/topics/tp010401-1.html)>

（医療機器政策調査研究所 木下 裕美子 記）

医療機器政策調査研究所からのお知らせ [@JFMDA\\_MDP](#)  
X(旧 Twitter)で医療機器産業関連のニュースを配信中。医機連トップページからフォローできます。